

政総第1663号
令和8年10月8日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和8年9月18日付け神議第1534号をもって送付のありました北井 宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026

答 弁 書

● 災害対策と自助・共助の充実のために

○ 県民との現実的な情報共有

大規模災害時には、自らのいのちは自ら守ることが重要です。

そのためには、県民の皆様一人ひとりが、日ごろから、災害を自分事として捉え、意識を高めるとともに、災害への備えを進める自助が重要です。

県では、LINE公式アカウント「かながわ防災パーソナルサポート」や啓発動画、防災冊子「神奈川防災」など様々な媒体を用いた普及啓発を通じて県民の皆様一人ひとりに応じた自助の意識向上に取り組んでおります。

具体的には、自宅や外出先など、地震発生時の所在に応じて県民の皆様が取るべき行動などについて、映像やイラストでわかりやすく解説しています。

また、啓発動画では大規模災害時に消防部隊などがすぐにはかけつけられない場合があることを取り上げているほか、県が令和7年3月に公表した地震被害想定調査の「被害・応急対策シナリオ」の中で、消火活動や医療救護などの対応力が不足することを数値で示すなど、公助の限界を示しながら自助の促進を図ることにも取り組んでいます。

なお、県では、国が所管する応急対策職員派遣制度などを活用した、全国の自治体からの応援職員の受け入れや、平時からの防災協定の締結による、様々な民間事業者との協力体制の構築など、国や他の自治体、民間事業者と連携した取組を進めています。

今後も「自助」「共助」「公助」が連携した取組を着実に進め、大規模災害に備えていきます。

○ 火山災害・降灰対策

国が令和7年3月に公表した「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」では、降灰量による避難の基準とともに、降灰によりライフラインや道路、物資供給など多岐にわたる被害が発生する可能性や、膨大な降灰の処理に長い期間を要する可能性が示唆されました。

そこで、県では、令和8年3月に「神奈川県富士山火山広域避難指針」を改定し、降灰からの広域避難の手順等を整理しました。また、山梨県や静岡県と連携し、火山灰の除去作業の手順や仮置き場の選定条件のほか、住民の避難行動を促す効果的な普及啓発などの検討を進め、今年度末までに、具体的な取組を盛り込んだ3県共通のガイドラインを策定する予定です。

富士山が噴火した際には、大きな被害が想定されることから、県は、今後もLINE公式アカウント「かながわ防災パーソナルサポート」や「富士山火山防災マップ」などを活用し、適切な避難行動や備蓄の重要性などを啓発していきます。

○ 治安悪化対策

県では、平成 17 年に「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を制定し、犯罪防止に向けた自助・共助・公助の多角的な取組を推進してきました。この条例は、県民、地域団体、行政、そして警察等が一体となって犯罪のない社会を目指す枠組みを示しており、地域の安全安心を確保するための重要な指針となっています。

特に、地域住民が主体となっていく見守り活動や防犯パトロールなどの共助の取組を行っている県内の防犯ボランティア団体は約 2,400 団体にのぼり、それぞれの地域において、犯罪抑止に大きな効果を発揮しています。例えば、日々の生活圏での異変や不審者の早期発見に有益であるほか、高齢者や子どもたちの安全確保にも重要な役割を担っており、こうした活動は、地域の絆を深めるとともに、犯罪者に対して強い抑止力となります。

加えて県では、こうしたボランティア団体等が行う次世代育成、研修会など特徴的な取組について市町村と連携して補助を行い、地域の自主的な防犯活動が継続しやすい環境を整えるなど地域防犯力の向上に努めています。

今後とも、こうした平時に培われた地域コミュニティを基盤とした地域防犯力が、災害時にもしっかりと機能するよう、地域の防犯活動団体等の更なる活性化にしっかりと取り組んでまいります。

○ 補充的・補助的避難所の確保

避難所の設置は、一義的に市町村の役割ですが、県は、市町村の避難所運営の参考となるよう作成した「避難所マニュアル策定指針」の中で、市町村に対し、指定一般避難所において要配慮者スペースの設置等について明確にしておくことや、指定福祉避難所について、障害等の特性に配慮して、必要数を確保することが望ましいことを定めています。また、避難所の生活環境の改善などに資する資機材を導入する市町村への財政支援を行うなど、高齢者等の要配慮者を避難所で受け入れることの重要性・必要性を示しています。

さらに、市町村が開設する避難所等が不足する場合に備え、県は、県教育委員会と避難所等に指定されていない県立高校等を緊急的に避難所として利用する体制を構築している他、神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」を締結し、実際に避難所として開設する際には、市町村や施設管理者等と調整することとしています。今後もこうした避難対策について市町村等と連携して取り組んでまいります。